

16 車いすや義手などが欲しいのですが、補助制度はありますか？

車いすや義手など、障害者の身体機能を補助する福祉用具の中には、給付又は貸与されるものもあります。また、購入に要する費用の一部が補助されるものもあります。

事業	内容	対象者
補装具の交付・修理	<p>身体障害者・難病患者及び戦傷病者（概ね第3款症以上）に対し、身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）しています。</p> <p>○介護保険制度による支給（貸与）となることがあります。</p> <p>○身体障害者、難病患者については、所得に応じて自己負担があります。</p>	<p>○身体障害者</p> <p>○難病患者</p> <p>○戦傷病者</p>
	<p><問い合わせ先></p> <p>○障害者・・・市区町村役場、県福祉相談センター（P.94参照）</p> <p>○難病患者・・・市町村役場</p> <p>○戦傷病者・・・市区町村役場、県地域福祉課</p>	
日常生活用具の給付・貸与	<p>重度障害者等に対し、自力での日常生活を送ることができるよう生活用具を給付又は貸与しています。</p> <p>○介護保険制度による支給（貸与）となることがあります。</p> <p>○原則自己負担があります。（市町村により異なります。）</p>	○障害者
	<問い合わせ先> 市区町村役場	
軽度・中等度難聴児支援事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童の言語の習得やコミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入や修理にかかる費用の一部を助成しています。</p> <p>○一部の市町村に限ります。</p>	○軽度・中等度難聴児
	<問い合わせ先> 市区町村役場	
福祉機器の展示	<p>障害者や介護者のための便利な福祉機器を展示・紹介するとともに、福祉機器に関する相談に応じています。</p> <p>○展示場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なごや福祉用具プラザ 名古屋市昭和区御器所通 3-12-1（御器所ステーションビル3階） TEL(052)851-0051 <p>○展示品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援機器、自助具、移動支援機器、排泄関連用具、介護ロボットなど約1,000点 	<p>○障害者</p> <p>○介護者</p>
盲人用具の販売あっせん	<p>視覚障害者がテープレコーダーや盲人用時計等の盲人用具を購入する場合、低廉価格であっせんしています。</p>	○視覚障害者
	<p><問い合わせ先></p> <p>日本点字図書館、日本視覚障害者団体連合、明生会館（点字図書館）、名古屋ライトハウス情報文化センター</p>	
自助具給付事業	<p>重度の障害のある方の日常生活動作を補助する自助具を給付する市町村もあります。</p> <p>○一部の市町村に限ります。</p>	○障害者
	<問い合わせ先> 市区町村役場	

■補装具(器具)とは

器 具 名	
<ul style="list-style-type: none"> ・義手、義足、装具、座位保持装置 ・車いす、電動車いす、レバー駆動型車いす、簡易型電動車いす、歩行器 ・視覚障害者安全つえ、義眼 ・補聴器 ・重度障害者用意思伝達装置 ・(18歳未満の方のみ)座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具 	など

■日常生活用具(生活用具)とは

用 具 名	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ装具など
居宅生活動作補助用具	居住生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※ 市町村により給付品目は異なります。詳しくは市区町村役場までお問い合わせください。

